

総合現地機関等のメリット・デメリット等について

行政改革課

	メリット	デメリット・課題
総合現地機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務や権限を総合現地機関が幅広く担う体制を整備することにより、総合的な行政サービスの提供をすることができる。 ・ 各現地機関の管理部門（予算執行・決算、契約、財産管理、庶務等）を統合することによりスリム化を進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合現地機関において事務が完結できるように、十分な権限委譲を行わないと中2階的な組織となってしまう。 ・ 総合現地機関の長が広範な分野を統括することになることとなるため、各分野の部門長には専門性を持った職員を配置する必要があり、結果として責任の所在が不明確となり屋上屋になるおそれ。（特に保健所、建設事務所関連の業務） ・ 組織が大きくなるため、総合現地機関の長が、現地機関内の課題等について把握するのが難しくなるなど、マネジメントが課題となる。 ・ 単独事務所に比べ階層が増えることから、総合現地機関内の意思決定に時間がかかり、災害時などの対応に遅れが生じる恐れがある。 ・ 各単独事務所が本庁組織と直結していると比較的業務がスムーズに行える。
福祉事務所・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的提供により、効果的、効率的な健康福祉行政の推進を図ることが可能となる。 ・ 保健・医療・福祉に関する相談窓口が一本化され、利用者の利便性が向上する。また、住民サービスや市町村、事業者窓口の一元化が図られ、より効率的な執行体制となる。 ・ 福祉や医療の両方のサービスを必要とする要援護者の対応に関する総合調整が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所、保健所ともに法令上の必置の機関となっており、一つの組織になっても両方の看板は必要となる。 また、トップの下に両方の所長が必要となり、指揮命令系統が厚くなる。 ・ 県の福祉事務所は町村のみの所管であり、市の福祉事務所と保健所との連携の解決にはならない ・ 各事務所が同一庁舎に入居できない場合、事務処理上不都合が生じる可能性がある。 ・ 福祉事務所には庶務等の管理部門の職員がいなかったため、職員削減の効果は出ない。